

1 幼稚園・保育所、小中学校における特別支援教育の推進



「うさぎの口の位置を確認しながら
えさをあげている交流学习の様子」
(保育所と盲学校幼稚部の交流
及び共同学習)



「特別支援学校の児童が地域の小学校の児童と
共に学ぶ外国語活動の授業の様子」
(小学校と特別支援学校の交流及び共同学習)

(1) 幼稚園・保育所、小中学校における特別な支援を必要とする幼児児童生徒の状況

幼稚園・保育所では、特別な支援を必要とする幼児数が増加し、受け入れている園数も増えてきています。「愛知の幼児教育指針」が策定され、園内の特別支援教育体制の整備は進みつつあるものの、個々の幼稚園・保育所により、特別支援教育の取組状況に違いが見られます。

小中学校においては、特別な支援を必要とする児童生徒のために、特別支援学級や通級指導教室が設置されています。特別支援学級では、障害のある子ども一人一人に応じて、学習内容や方法を工夫し、少人数（上限8人）による学習に取り組んでいます。障害として、「知的障害」「肢体不自由」「病弱・身体虚弱」「弱視」「難聴」「言語障害」「自閉症・情緒障害」に分け、それぞれの障害の状態に配慮した特別支援学級を設置しています。

また、特別支援学級の一形態である院内学級では、病院に入院している児童生徒を対象に病院内に学級を設置して教育を行っており、小学校では県内18病院に18学級、中学校では6病院に6学級が設置されています。

平成25年度、特別支援学級は、全小学校の88.3%、全中学校の88.8%に設置されています。在籍する児童生徒数は8,639人（小学校5,777人、中学校2,862人）であり、10年前の4,749人（小学校3,173人、中学校1,576人）と比較すると、約1.8倍に増加しています。

通級指導教室では、各教科の指導を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を決まった時間だけ個別に行っています。障害として、「言語障害」「自閉症」「情緒障害」「難聴」「LD（学習障害）」「ADHD（注意欠陥多動性障害）」「言語・難聴」に分け、それぞれの障害の状態に配慮した通級指導教室を設置しています。なお、「言語・難聴」の通級指導教室は、聾学校の教員による指導を受けます。

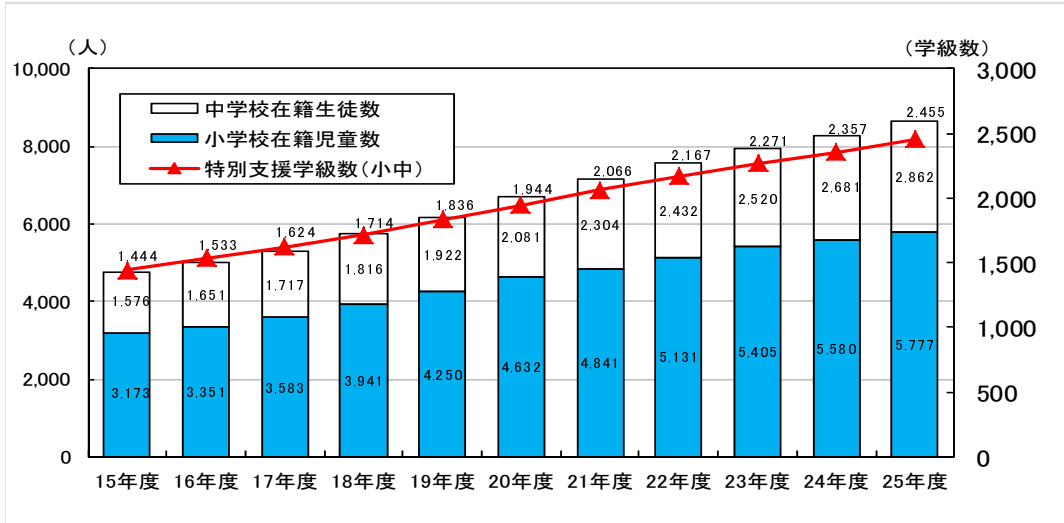
平成25年度、通級指導教室対象の児童生徒数は、3,318人であり、10年前の575人と比較すると、約5.8倍の増加となっています。

発達障害の可能性のある児童生徒は、平成24年度の文部科学省の調査によると、小中学校の通常の学級に6.5%在籍しているとされており、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援・指導が求められています。

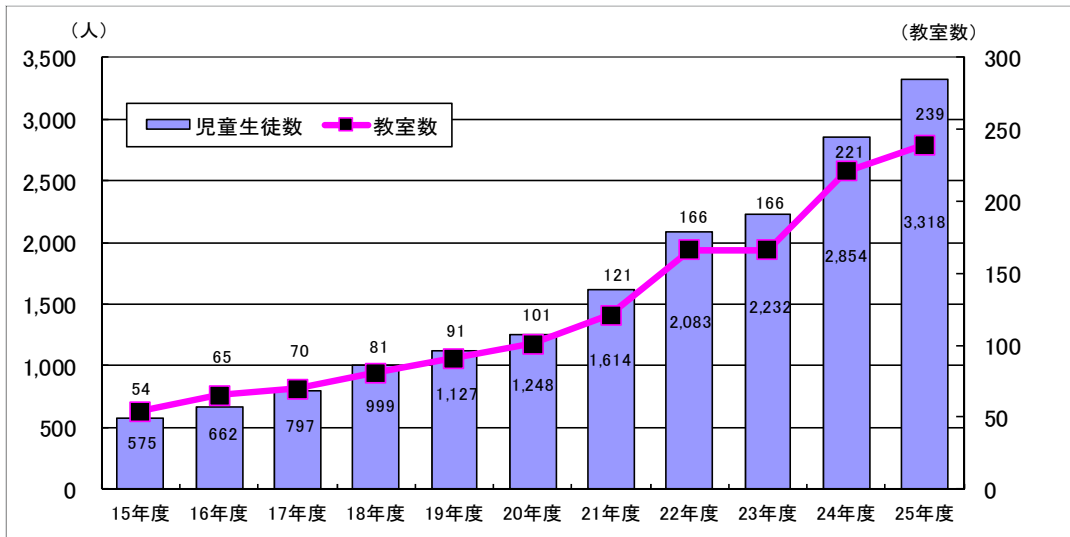
特別な支援を必要とする幼児児童生徒数の増加や障害の多様化が進んでおり、特別支援教育についての教員の専門性の向上をめざしていく必要があります。

※ 幼稚園・保育所には、認定こども園を含む。

〔特別支援学級 学級数・在籍児童生徒数の推移〕



〔通級指導教室 教室数・児童生徒数の推移〕



<参考>

幼稚園教育要領及び小中学校学習指導要領改訂のポイント（平成20年3月告示）

【特別支援教育に関わる改訂のポイント】

- ① 学校全体で特別支援教育に取り組むための校内支援体制の整備
- ② 一人一人の実態等に応じた指導の充実
- ③ 交流及び共同学習の推進

愛知の幼児教育指針（平成24年12月策定）

県教育委員会は、本県の教育の基本理念を踏まえ、幼児期の教育の方向性を示した「愛知の幼児教育指針」を策定しました。この指針では、幼児期に育てたい力を明らかにし、重点目標や具体的な取組が挙げられています。障害のある幼児の指導においては、支援体制・連携体制の整備をしていくことの大切さが示されています。

(2) 幼稚園・保育所、小中学校における特別支援教育体制

1 特別支援教育校内支援体制の充実

現状と課題

○ 平成 25 年度の特別支援教育に関する校（園）内委員会の設置率は、公立幼稚園（名古屋市を除く）では 95.6%、小中学校では 100%、また、特別支援教育コーディネーター¹ の指名は、幼稚園・小中学校においては 100%となるなど、校（園）内における特別支援教育の体制作りは進んできました。

しかし、特別支援教育コーディネーターは、他の校務と兼務していることが多いことから、その役割が十分に機能していないことが課題です。

○ 障害のある幼児児童生徒に対して適切な支援・指導を行うための幼稚園・保育所及び小中学校における個別の教育支援計画² や個別の指導計画³ の作成率が 100%でなく、活用も十分にされていないことが課題です。

○ 幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校等との間で、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に関する支援情報を十分に引き継いでいくことが望まれます。

また、未就学児が利用する児童発達支援センターや、小中学校及び高等学校の児童生徒が利用する放課後等デイサービスなどの障害児関係施設・事業所等と必要に応じ連携するなど、児童生徒に関する支援情報を共有していくことも課題です。

○ 特別な支援を必要とする幼児の円滑な就学及び就学後の適切な支援・指導に向けて、小学校と幼稚園・保育所との連携を強化させることが望まれています。

推進方策

(1) 「小・中学校における特別支援教育校内支援体制作りガイドブック」⁴ を活用することにより、幼稚園・保育所、小中学校においては、校（園）内全体での支援体

¹ 特別支援教育コーディネーター：特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員として校長より指名され、特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連携・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。

² 個別の教育支援計画：障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成する計画。

³ 個別の指導計画：幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ計画。

⁴ 「小・中学校における特別支援教育校内支援体制作りガイドブック」：特別支援教育体制作りの基本的な考え方や具体的な取り組み方、配慮事項等が記載されている。愛知県教育委員会特別支援教育課ホームページよりダウンロードが可能。平成 22 年 3 月 愛知県教育委員会作成

制を確立していく取組を進めていきます。

(2) 特別支援教育コーディネーターを対象とした研修の充実を図ります。また、特別支援教育コーディネーターを中心とした校（園）内委員会が十分に機能するように研修を充実させ、校（園）内全体での支援体制を構築できるようにします。

(3) 市町村ごとに特別な支援を必要とする幼児児童生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成状況の調査を行い、作成率の改善を図ります。

* 幼稚園、小中学校は、特別な支援を必要とする幼児児童生徒については、保護者の理解を得て、平成30年度までに個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率が100%となるように進めます。

(4) 特別な支援を必要とする幼児児童生徒についての支援情報を確実に進学先や進路先へ引き継ぐように、参考となる個別の教育支援計画等の様式を提示します。また、支援情報の引継ぎに関するリーフレットを保護者に配布し、途切れのない支援の充実に努めます。

* 市町村教育委員会及び中学校に、保護者の理解を得た上で、中学校から送付する関係書類とともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を高等学校等進路先に送付するよう働きかけます。

通常の学級に在籍している特別な支援の必要な児童生徒についても、個別の教育支援計画等の作成や引継ぎを推進します。

(5) 県教育委員会主催の研修への参加を促進することや特別支援教育に関する情報を提供することで、幼稚園・保育所における園内支援体制の充実を図ります。

(6) 特別支援教育連携協議会⁵ の設置を各市町村教育委員会に働きかけることにより、幼稚園・保育所から就学への移行支援、あるいは中学校から高等学校等への移行支援を円滑に行うためのネットワーク作りを進めます。

<参考>

高校受検上の配慮について

本県では、特別な支援が必要な方が公立高等学校を受検する場合、受検上の配慮に関する申請書が提出されると別室受検等の受検上の配慮を受けることができます。また、そのうち希望する方は、中学校生活の状況や志望の動機などを記載した「自己申告書B」を提出できます。

⁵ 特別支援教育連携協議会：教育、医療、福祉、労働等が一体となって障害のある子ども及びその保護者等の多様なニーズに応え、乳幼児期から学校卒業後まで生涯にわたって一貫して支援するための総合的なシステムを構築することを目的とした協議会。教育委員会が開催する。

2 研究、研修の充実による指導力の向上

現状と課題

- 発達障害の可能性のある幼児児童生徒が通常の学級にも在籍していることから、すべての教員や保育士を対象に特別支援教育についての知識・技能を高めるための研修の充実が求められています。
- 小中学校における平成24年度の特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許状保有率は22.5%であり、全国平均30.9%を下回っています。
- 特別支援教育についての教育内容や指導方法についての理解を深め、小中学校の教員の専門性の向上を図るためにも、特別支援学校との人事交流が望まれています。

推進方策

- (1) 特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な支援・指導を行うという観点に立ち、幼児児童生徒の状況や学習内容を踏まえた研修の充実を図ります。
 - * 学校の管理職や市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事に対し、特別支援教育の理解を深め、リーダーシップを発揮できるよう特別支援教育理解促進のための研修の充実を図ります。
 - * 市町村教育委員会とも連携して、特別支援教育に関する研修の機会の拡大を図り、すべての教員が適切な支援・指導を行うための研修を受講するよう取り組みます。
 - * 個に応じたきめ細かな指導が充実するよう、すべての教員を対象にユニバーサルデザインの授業⁶などの研修を行います。
 - * 特別な支援を必要とする幼児児童生徒への適切な支援・指導のための教材や教具などの情報がさらに活用できるよう、県総合教育センターが集積している情報を整理、充実させ、その周知を図っていきます。
 - * 特別支援学校が夏季休業中に実施している研修会の開催情報を幼稚園・保育所、小中学校に提供し、研修会への参加を促進するとともに、県総合教育センターにおける特別支援教育についての研修を充実させ、教員の研修受講率の向上を図ります。
- (2) 発達障害の可能性のある幼児児童生徒への指導方法を理解し、技能を高めるために、発達障害児指導事例研究会等を行い、幼稚園・保育所、小中学校における特別

⁶ ユニバーサルデザインの授業：特別な配慮・支援を必要とする児童生徒だけでなく、すべての児童生徒にとって分かりやすい授業。例えば、板書の文字の色・大きさの工夫、電子黒板などのICT機器の活用、具体的な指示や質問など情報伝達の仕方の配慮、学習内容に合わせたグループ構成、ヘルプカードなど授業参加促進の配慮、教材の置き方、活動時間の提示、ルールの明確化などの配慮をした授業。

な支援を必要とする幼児児童生徒への教員・保育士の指導力向上を図ります。

- * 指導事例研究会等実施の際には、教員や保育士等が参加しやすくし、幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校における情報交換や情報の引継ぎなどについて、異校種間での連携を深めていきます。

(3) 通級による指導へのニーズの高まりに対応するため、今後も通級指導教室の増設に努めます。また、外部の専門家からの指導を得ながら、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒に対する適切な支援・指導の在り方について研究を進めるよう、特別支援教育推進モデル事業⁷の拡大に努めます。

- * 平成 25、26 年度は尾張・東三河、平成 27 年度以降は、海部・知多・西三河教育事務所管内の小中学校において研究委嘱し、適切な支援・指導の在り方について研究を進めます。研究の成果については指導事例集にまとめて県内に広く周知し、県下全域の特別支援教育の指導力向上を図ります。

(4) 特別支援学級担当教員等の特別支援学校教諭免許状の保有率の向上に努め、教員の専門性を高めます。

- * 特別支援学校教諭免許状を取得していない特別支援学級担当教員等に対して、認定講習⁸の活用を促すなど、専門的な立場として必要な免許状取得を促進するための方策を検討します。
- * 教員免許状を取得する者に対して、特別支援学校教諭免許状も併せて取得することを促すよう教員養成大学に要請するなど、小中学校教員を志望する者の特別支援学校教諭免許状の保有率の向上をめざします。
- * 愛知県公立学校教員採用選考試験において、特別支援学校教諭免許状の取得者に対しては、「特別支援教育に関する特別選考」を実施します。

(5) 小中学校と特別支援学校との教員の人事交流を促進することにより、各学校の実情や指導内容、方法等について具体的に理解し、教員の指導力の向上を図ります。

- * 人事交流を経験した教員が、地域の特別支援教育の推進者として活躍できるように、人事交流を促進します。また、人事交流実施期間中に、認定講習を効率よく受講できるようにするなどの方策を検討します。

⁷ 特別支援教育推進モデル事業：通級指導教室のある清須市立春日小学校及び豊川市立国府小学校に発達障害等支援拠点校として研究委嘱し、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援及び指導の在り方について研究する事業（平成 25、26 年度）。

⁸ 認定講習：一定の教員免許状を有する現職教員が、上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合に、大学の教職課程によらずに必要な単位を修得するために開設されている講習のこと。

(3) インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の在り方

現状と課題

- 共生社会の形成に向けて、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築のため、特別支援教育を着実に推進していくことが望まれています。
- 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習を充実させることが課題です。
- 特別支援学級及び通級指導教室担当教員や特別支援教育支援員⁹ 等の人的配置の充実及び施設等の環境整備が課題です。

推進方策

(1) 平成 25 年 9 月の学校教育法施行令の一部を改正する政令の施行を踏まえ、「市町村就学相談支援事業」¹⁰ を通じて、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況を踏まえた総合的な観点から就学先を決定することができるよう支援します。

* 政令改正後の新しい就学先決定の仕組みを周知するために、就学に関する保護者向けのリーフレットや就学に関する市町村教育委員会の就学相談担当者向けのガイドブックを配布します。

(2) 肢体不自由児スクールクラスターモデル事業¹¹ の成果も踏まえ、幼稚園・保育所及び小中学校と特別支援学校との間で行われている交流及び共同学習を積極的に推進します。

* 交流及び共同学習を実施するに当たっては、障害のある幼児児童生徒にとっても、障害のない幼児児童生徒にとっても、社会性を養い、豊かな人間性を育て、多様性を尊重する心を育むというねらいを明確にし、さらなる推進を図ります。

⁹ 特別支援教育支援員：幼稚園、小中学校、高等学校において障害のある幼児児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助や、発達障害の可能性のある児童生徒に対し学習活動上のサポートを行う者。

¹⁰ 市町村就学相談支援事業：インクルーシブ教育システム構築を踏まえた就学相談・就学先決定を行うため、市町村の就学相談及び就学事務担当者を対象に、専門家による指導や就学相談・就学先決定の具体的な方策の検討を行う事業。

¹¹ 肢体不自由児スクールクラスターモデル事業：障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに適切に対応するため、スクールクラスター（地域内の教育資源（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室など）の効果的な組合せ）を考え、「専門的な教育を受けたい」「地域の学校で学びたい」といったニーズに対応して支援を提供できるよう、県内の肢体不自由特別支援学校小学部に在籍する児童をモデルとしてスクールクラスターの在り方を研究する事業。

(3) 障害のある幼児児童生徒が十分な支援を受けるための合理的配慮¹² に向けて、人的配置や環境整備の充実について検討していきます。

<参考>

【学校教育法施行令の一部改正について（施行 平成 25 年 9 月 1 日）】

視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）で、その障害が、学校教育法施行令第 22 条の 3 の表に規定する程度のものをいう。以下同じ）の就学に関する手続きについての改正がなされました。

主な改正点は、以下のとおりです。

①「就学先を決定する仕組みの改正」について

障害の程度が、同令第 22 条の 3 に該当する視覚障害者等について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として小中学校へ就学することを可能としていたこれまでの規定を改め、個々の児童生徒等について、市町村の教育委員会が、その障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定することとなりました。

②「障害の状態等の変化を踏まえた転学」について

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況とその他の事情の変化によっても転学の検討を開始できることとなりました。

③「視覚障害者等による区域外就学等」について

視覚障害者等が、その住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校等に就学することについて、規定の整備を行うこととなりました。

④「保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大」について

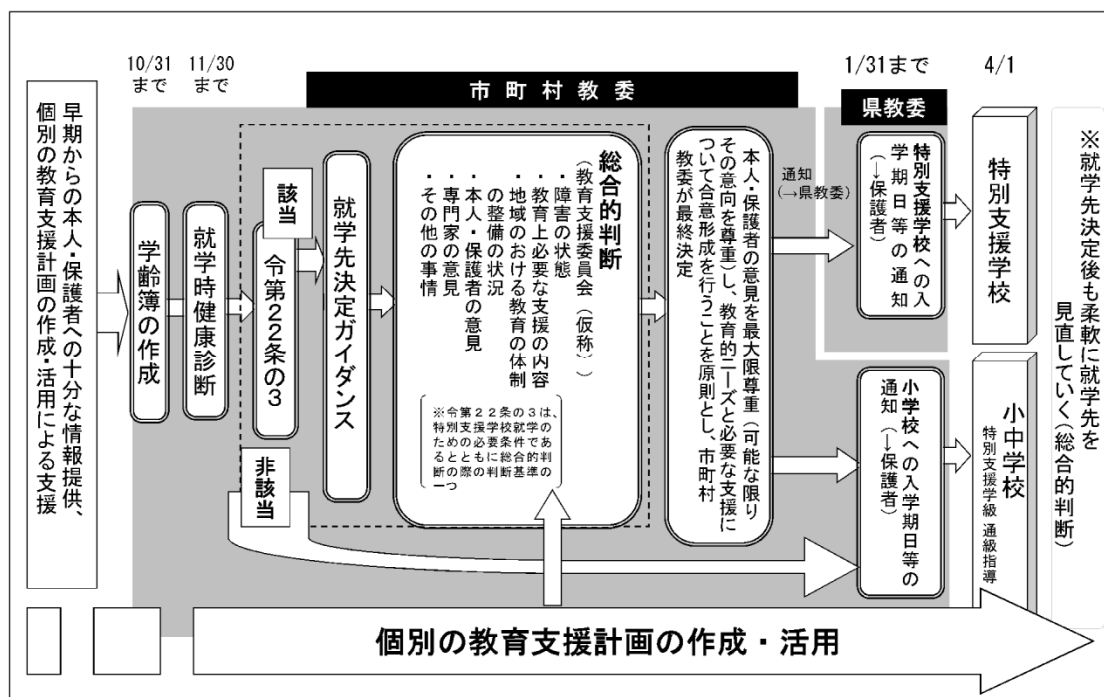
市町村教育委員会による保護者及び専門家からの意見聴取について、これまでの政令では、視覚障害者等が小学校又は特別支援学校小学部へ新入学する場合等に行うこととされていたところ、これを小学校から特別支援学校中学部への進学時等にも行うこととなりました。

¹² 合理的配慮：障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。なお、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされている。

<参考>

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【改正後（学校教育法施行令）】



「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」

平成 25 年 10 月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

